

副食費の免除対象者について




徴収免除対象者について

2019年10月以降の免除対象者は以下のとおりとなります

- 年収360万円未満相当世帯の子ども
- 所得階層にかかわらず、第3子以降の子ども



1号認定子ども

第1階層 (生活保護世帯)	第1子	第2子	第3子以降
第2階層 (年収270万円未満相当)			
うちひとり親世帯等	第1子	第2子	第3子以降
その他	第1子	第2子	第3子以降
第3階層 (年収360万円未満相当)			
うちひとり親世帯等	第1子	第2子	第3子以降
その他	第1子	第2子	第3子以降
第4階層 (年収680万円未満相当)	第1子	第2子	第3子以降
第5階層 (年収680万円相当以上)	第1子	第2子	第3子以降

-  これまでも保育料、副食費とも無償化・免除されており、引き続き免除となる範囲
-  これまでも保育料が無償化されているが、今回新たに副食費が免除となる範囲
-  今回、新たに副食費を免除する範囲

2号認定子ども

第1階層 (生活保護世帯)	第1子	第2子	第3子以降
第2階層 (年収260万円未満相当)			
うちひとり親世帯等	第1子	第2子	第3子以降
その他	第1子	第2子	第3子以降
第3階層 (年収330万円未満相当)			
うちひとり親世帯等	第1子	第2子	第3子以降
その他	第1子	第2子	第3子以降
第3階層 (年収360万円未満相当)			
うちひとり親世帯等	第1子	第2子	第3子以降
その他	第1子	第2子	第3子以降
第4階層 (年収470万円未満相当)	第1子	第2子	第3子以降
第5階層 (年収640万円未満相当)	第1子	第2子	第3子以降
第6階層 (年収930万円未満相当)	第1子	第2子	第3子以降
第7階層 (年収1,130万円未満相当)	第1子	第2子	第3子以降
第8階層 (年収1,130万円未満以上)	第1子	第2子	第3子以降

-  これまでも保育料が無償化されており、引き続き免除する範囲
-  今回、新たに副食費を免除する範囲